

心ない書き込みで傷ついている人がいます

インターネットによる人権侵害のこと

インターネットの普及とその弊害

総務省の令和4（2022）年版「情報通信白書」によると、令和3（2021）年の国内のインターネット利用率は、82.9%です。また、端末別の利用率では、スマートフォン（68.5%）が最も高く、パソコン（48.1%）を上回っています。

インターネットは、手軽に情報入手できるだけでなく、誰でも容易に情報を発信できるメディアとして、必要不可欠なインフラとなっています。また、近年は、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の普及など、さらに身近になっています。

一方で、匿名性を悪用した特定の個人・団体や不特定多数の人への誹謗中傷、ヘイトスピーチや同和問題に関して差別を助長・誘発する行為や個人情報の暴露などのプライバシーを侵害する行為など、人権に関わる問題が多数発生し、深刻な社会問題となっています。

SNSやインターネットは、正しく使えば社会を生きる武器にもなりますが、使い方を誤ると、誰かを傷つける凶器にもなります。インターネットにおけるルールやモラルへの理解を深め、正しく利用することが大事です。

法律の制定等の動き

いったんインターネット上に掲載された情報は、発信者の意図にかかわらず、さまざまな所に拡散してしまう可能性があり、完全に削除することが困難なことから、憲法が保障する表現の自由に配慮しながら

も、人権を侵害する悪質な情報については、法的な対応（「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）や「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ防止法）など）の他、事業者団体や個別のプロバイダによる自主的な取組も行われています。

また、インターネット上の誹謗中傷が重大な社会問題となっている状況を受け、誹謗中傷対策を強化するため、「刑法等の一部を改正する法律」が令和4（2022）年7月に施行され、侮辱罪の法定刑が「拘留又は科料」から「1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは科料」に引き上げられたほか、円滑な被害者救済を図るため、同年10月に「プロバイダ責任制限法の一部を改正する法律」が施行され、匿名で人権侵害情報の発信者の発信者情報開示の手続きが簡易・迅速になりました。

大阪府では

インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害を防止し、府民の誰もが加害者にも被害者にもならないようにすることをめざして、令和4（2022）年4月に「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」が施行されました。

条例では、大阪府は、行為者（※）及び被害者を発生させないための施策や、被害者を支援するための施策、行為者が再び誹謗

中傷等を行うことを抑制するための施策を実施することが責務として規定されており、これに基づき、府民のインターネットリテラシーを向上させるための様々な啓発活動や、被害者・行為者への支援を図るための相談体制の充実などに取り組んでいます。

また、インターネット上の人権侵害事象への対処については、表現の自由の制限にもつながるものであり、全国的な対応が必要であることから、強力な法的措置等を含めた対策を講じるよう、国に要望しています。

（※）誹謗中傷等により被害者を発生させた者（条例第2条）。

啓発リーフレット



確認しよう、その言葉が世に出る前に！

あなたの投稿が、取り返しのつかない結果を生むかも。あなたの言葉が、凶器となって誰かを傷つけることのないようここでチェックしよう。

- あなたの言葉で傷つく人はいませんか？
- 同じ言葉を相手に直接言えますか？
- 投稿が半永久的に残っても大丈夫ですか？
- 情報の発信源は信頼できますか？

ネット犯罪から子どもを守る

インターネットを悪用した犯罪に子どもが巻き込まれる例が後を絶ちません。近年、SNS等を悪用した児童買春や児童ポルノのほか、重大な犯罪の発生が目立っています。子どもがインターネットを安全・適切に利用するには、利用目的を明確にした上で保護者と子どもが話し合い、利用のルールをつくることやフィルタリングサービスへ加入することなどが大切です。

情報提供のお願い

大阪府では、インターネット上の差別書き込みの実態を把握し、国に適切な対応を要望する際の基礎資料とするため、ホームページに情報提供窓口を設け、広く情報提供をお願いしています。

大阪府 インターネット 人権

検索



インターネット上で人権侵害に遭ったとき

インターネット上に、特定個人の名誉を毀損したり、プライバシーを侵害したりする情報（以下「権利侵害情報」といいます。）が掲載された場合、プロバイダ責任制限法の枠組みに基づき、プロバイダやサーバの管理者・運営者に対して、権利侵害情報を掲載している者の名前、メールアドレス、住所等の情報の開示請求や権利侵害情報の削除依頼をすることができます。

開示請求等の具体的な方法については、違法・有害情報相談センター（※）にご相談ください。

また、法務局の人権相談では、人権侵害情報の削除依頼の方法についての助言を行うなど、被害者自らが被害の回復を図るための手助けも行っています。この手助けをしても自ら削除依頼を行うことが困難な場合やプロバイダ等が削除依頼に応じない場合などには、法務局がプロバイダ等へ削除の要請を行う場合もありますので、最寄りの法務局にご相談ください。（法務局への相談は、38ページの「国（法務省）の人権相談窓口」をご覧ください。）

※総務省の委託を受けて、インターネット上の違法・有害情報への対応に関するアドバイスや関連の情報提供等を行う相談窓口。

ホームページ <https://ihaho.jp/>